

平成27年 6月1日

関係法人代表者 様

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課長
名古屋市子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課長

平成27年度愛知県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修の
受講者の推薦及び申込みについて

みだしの研修について、受講を希望される場合は、下記のとおり必要書類を提出いただきますようお願いします。

なお、本市への申込みの対象は、本市に所在する事業所にサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）として受講者を配置する場合です。本市外に所在する事業所に係る申込みは受け付けできませんので、ご注意ください。

<本研修について>

この研修はサービス管理責任者等になるための研修であり、各事業所の「管理者」や居宅介護事業所等の「サービス提供責任者」になるための研修ではありません。サービス管理責任者等の配置が必要な事業を実施する予定がない場合等は、申込みの必要はありませんので、ご注意ください。

記

1. 提出書類

- (1) 別紙1 平成27年度愛知県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修受講者推薦及び申込書
- (2) 別紙2 平成27年度愛知県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修受講者推薦一覧（複数の受講者を推薦する事業者のみ提出してください。）

2. 提出期限

平成27年7月6日（月）午後5時 必着厳守

3. 提出先

- (1) サービス管理責任者研修（第1分野～第4分野）の受講者推薦及び申込み
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市健康福祉局障害者支援課指定事業係 担当：亀山 宛て
- (2) 児童発達支援管理責任者研修の受講者推薦及び申込み
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市子ども青少年局子ども福祉課子ども発達支援係 担当：戸田 宛て

4. 問い合わせ先

(1) 本研修に関すること

ア. サービス管理責任者研修

障害者支援課指定事業係 担当：亀山 Tel052-972-2560

イ. 児童発達支援管理責任者研修

子ども福祉課子ども発達支援係 担当：戸田 Tel052-972-2520

(2) 資格要件に関すること

ア. サービス管理責任者の資格要件

障害者支援課指定事業係 指定担当 Tel052-972-3965

イ. 児童発達支援管理責任者の資格要件

子ども福祉課子ども発達支援係 指定担当 Tel052-972-2520

5. 受講決定について

(1) 本研修については、本市が愛知県に対して受講希望者を推薦した後、愛知県が受講者の選考・決定を行います。

(2) 応募者が多数の場合は、以下の点を考慮し、受講者が選考・決定されます。

- ・既に事業を開始し、現在サービス管理責任者等として従事しているが、経過措置等により研修が未受講の者を優先する。
- ・事業開始予定の時期が早い事業所において、サービス管理責任者等として従事する予定の者を優先する。
- ・事業所の運営において、必要なサービス管理責任者等の研修を修了した者が1人もいない事業所からの申込を優先する。
- ・実務経験を有する者を優先する。

(3) 受講決定については、9月頃に通知を予定しています。

6. 受講者推薦及び申込みについて

(1) 別添の「平成27年度愛知県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修実施要領」等の関係資料について、あらかじめ十分に確認してください。

(2) 申込書は、可能な限り、**EXCELシートへ入力、出力**したものを提出いただきますようお願いします。

(3) サービス管理責任者等の実務経験については、必ず事業者自身において確認を行ったうえで、申込みしてください。

(4) **複数の事業所を運営する法人においては、関係する事業所の受講希望者の申込書等を取りまとめるうえ、提出してください。**

- (5) サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の経過措置については、次のとおりですので、計画的に研修を受講してください。

○サービス管理責任者

- ・平成24年4月1日前までに事業を開始した多機能型事業所等に配置される際の経過措置については、平成27年3月31日をもって廃止されていること。
- ・**指定障害福祉サービス事業所等の開始日を起点とした1年間、実務経験者であるものを研修修了の要件を満たしているものとみなすことについては、3年間の経過措置を設けて廃止する（平成29年4月1日以降に事業を開始した場合は、平成30年3月31日までとする。）。**
- ・やむを得ない事由によりサービス管理責任者が欠如した場合は、当該事由発生後1年間は、実務経験者であるものについては、研修修了の要件を満たしているとみなす。（研修に申し込んだが受講ができなかった場合は、やむを得ない事由に該当しませんのでご注意ください。）

○児童発達支援管理責任者

- ・平成27年4月1日から3年間に限り、障害児通所支援事業所等の開始日を起点として1年間は、実務経験者であるものについて、研修修了の要件を満たしているものとみなす（平成27年4月1日前から事業を行っている場合は、平成28年3月31日までの間、平成29年4月1日以降に事業を開始した場合は、平成30年3月31日までとする。）。
- ・やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた場合、発生日から起算して1年間は、実務経験者であるものについて、研修修了の要件を満たしているものとみなす。
- ・過去に、サービス管理責任者研修（第5分野（児童））を修了しているものは、児童発達支援管理責任者研修を修了しているものとみなす。

7. 添付書類

- (1) 別紙1 平成27年度愛知県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修受講者推薦及び申込書（記載例を含む。）
- (2) 別紙2 平成27年度愛知県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修受講者推薦一覧
- (3) 平成27年度愛知県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修実施要領（愛知県作成資料）
- (4) サービス管理責任者の要件となる実務経験について
- (5) 児童発達支援管理責任者の要件に係る実務経験について